

762 最終処分場機能検査者資格認定規程内規

最終処分場機能検査者資格認定専門委員会

(実施組織)

第1条 最終処分場機能検査者資格認定専門委員会(以下、「認定委員会」という。)の委員は、必要に応じて公募の上、事業活性化委員長が選任し委嘱した者で構成する。

(認定委員会の業務)

第2条 認定委員会は、委員長(試験執行担当、普及担当を兼務)の下、更新講習担当副委員長、及び委員で構成し、以下の業務を行う。

1) 試験執行

- ①機能検査者認定基準の立案-----認定委員会で決定
- ②資格認定者及び資格認定者を雇用している検査実施団体の登録
-----認定委員会で決定
- ③資格に関する諸費用の立案-----認定委員会で決定
- ④マスター資格の判定基準の立案・申請書の立案-----認定委員会で決定
- ⑤機能検査資格者の認定証の発行・再交付・更新(NPO・LSAの事務局と共同、一部外部委託)

2) 普及

年1回の試験執行において25名以上確保できる普及活動を、会員、各団体、各地方自治体等へ行う。

3) テキスト制定・改廃

- ①テキストの改廃-----認定委員会で決定

4) 共通

- ①問題集、論文の設問-----認定委員会で決定
- ②試験執行、合否判定-----認定委員会で決定
合否は事業活性化委員長、理事会に報告の上発表する。
- ③検査団体からの検査結果に対する相談、人材派遣-----認定委員会で決定
- ④その他資格に関する業務

(試験の執行)

第3条 試験執行に係る事項

1) テキストの改廃

テキストは、最新の技術掲載に心がけ、改廃は少なくとも3年に1度行う。

2) 試験時講習の講師

NPO・LSAから適任者を試験執行の都度、選任する。

3) 試験問題集

試験問題は、事前に何通りかを立案し、出題は認定委員長を含めた複数名で決定する。
その年度の試験執行に係わった者は、その年度の受験はできないものとする。

4) 配点

①共通科目 40点(択一 20点, 論文 20点)

②専門科目 60点(択一 30点, 論文 30点)

5) 合格者の判定

合格者の判定は、次の通りとする。

①共通科目： 24点以上(択一 12点以上、論文 12点以上)

②専門科目： 36点以上(択一 18点以上、論文 18点以上)

原則として、総合で70点以上とする。ただし、審査員間で共通科目、専門科目及び論文判定にバラツキが生じた場合は、以下に示す基準をもとに認定委員会事務局が、該当審査員にフィードバックし、該当審査員間で再審査調整の上判定する。

<再審査する採点偏差(最高点と最低点との差)の定義>

共通科目： 5点以上

専門科目： 7点以上

6) 合格者、不合格者の発表

合格者の発表は、合格通知書の送付及びホームページ掲載により行う。

当該試験において、合格点に近い不合格者には、認定委員会で協議を行い、再度指定課題の論文(未解答分)提出を求め、合格基準に達したものは試験合格と認める。

<合格点に近い不合格者の定義>

合計 -----65点以上 70点未満

合格者の発表は1月末を予定しており、この合格発表時に合格点に近い不合格者へ指定課題論文再提出案内を送付し、3月中旬を目標に指定課題論文の提出を求め、3月末を目途に合否を決定する。

7) 試験執行に係わる費用

試験執行に必要な各種帳票費、テキスト作成費、会場費などは、収支を十分考慮し、認定委員会が決定する。講師の謝金は、「謝金給付規程」による。

8) 試験問題集の機密保持

試験問題集の機密保持に十分配慮する。機密保持方法は別途定める。

9) 更新

所定の期間内にやむを得ず所定の手続きが出来ない場合は、その旨の理由を添えて再度申請することが出来る。再申請の可否は認定委員会が決定するものとする。

(個人情報の保護)

第4条 個人情報の機密保持

申請などに係る個人情報の取扱いは、個人情報機密保護法に基づき運営する。

第5条 最終処分場機能検査者資格認定規程に定める受験資格の解説

最終処分場機能検査者資格認定要領第5条に定める「3年以上の最終処分場に係る実務経験(大学院、大学、高専等の廃棄物関連の研究経験も含む)を有している者」とは、企業等で実務経験を積んだ個人とともに、NPO・LSA(任意団体旧LS研、旧CS研を含む)、

(一社)持続可能社会推進コンサルタント協会、日本遮水工協会、国都道府県市町村の廃棄物処理に関連する部門・機関(第三セクターを含む)及び大学等の研究機関に所属している個人を含む。

第6条 その他

本内規の改廃は、事業活性化委員長の専決事項とする。

付 則

本内規は 2005 年 7 月 29 日から施行する。

改定履歴

2007/07/24

2009/06/24

2010/06/24

2015/09/25

2018/10/23

2019/08/22

2021/09/16

2023/09/07

2024/10/17